

E i w a N e w s

改正リース取引の取扱い

平成 20 年 3 月
(No. 032)

春光うらかな季節となり、梅の花が咲き始めました。

さて、今回は、来月から新制度が適用されるリース取引について、その「会計上」と「税務上」の取扱いをお知らせいたします。

[1] 改正リース取引の概要

従来、会計基準において、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手に係る会計処理については、「売買処理」と「賃貸借処理」が認められていました。

しかし、昨年(平成19年)の3月30日に「リース取引に関する会計基準等」が改正されたことにより、原則として「売買処理」が適用されることになりました。

なお、「中小企業の会計に関する指針」の公開草案によりますと、中小企業については、賃貸借処理が認められる見込みです。

税務においても、平成19年度の税制改正により所定の整備が行われました。

そこで、今回は、ファイナンス・リース取引のうち「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の借手に係る処理について、「会計上」と「税務上」の取扱いの概要をご説明させていただきます。

[2] 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の取扱い（会計上）

(1) リース取引の分類

リース取引は、「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に分類されます。

さらに、ファイナンス・リース取引は、「所有権移転ファイナンス・リース取引」と「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に分類されます。

今回の改正では、ファイナンス・リース取引のうち「所有権移転外ファイナンス・リース取引」について大幅な改正が行われました。

<会計上のリース取引の分類>

リース取引の分類		改 正 前	改 正 後
		借 手 の 会 計 処 理	
ファイナンス・リース取引	所 有 権 移 転 ファイナンス・リース取引	売買処理	売買処理
	所 有 権 移 転 外 ファイナンス・リース取引	売買処理	原則として、 賃貸借処理不可
オペレーティング・リース取引		賃貸借処理	賃貸借処理

(2) リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱い

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、①利息相当額をリース料総額から控除しない方法、②利息相当額を定額法によりリース期間中の各期に配分する方法を採用することができます。

<リース資産総額の重要性の判定>

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高 (A)}}{\text{(A) + 有形固定資産・無形固定資産の期末残高}} < 10\%$$

(3) 少額リース資産および短期リース取引の取扱い

個々のリース資産が、一定の少額リース資産および短期リース取引に該当する場合には、重要性が乏しいと認められるため、賃借借処理を採用することができます。

(4) 貸借対照表の表示

売買処理が適用されるリース取引についての貸借対照表の表示は、次のとおりです。

	改正前	改正後
原則	各科目に含めて表示	一括して「リース資産」として表示
簡便	—	各科目に含めて表示

[3] 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の取扱い（税務上）

(1) 法人税法上のリース取引

リース資産の引渡しがあつた時に、当該リース資産の賃貸人から賃借人への売買があつたものとされます。

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間定額法（リース期間を耐用年数として残存価額をゼロとする定額法）により減価償却を行います。

(3) 少額減価償却資産および一括償却資産の不適用

リース資産には、「少額減価償却資産（10万円未満）の取得価額の損金算入」および「一括償却資産（10万円以上20万円未満）の損金算入（3年償却）」の規定の適用はありません。

(4) 適用時期

改正リース取引は、平成20年4月1日以後に締結されるリース取引が対象となります。

(5) 消費税の取扱い

会計上、売買処理か賃借借処理かにかかわらず、リース取引を開始する事業年度において売買があつたものとして、すべて仕入税額控除の対象となります。

今回お知らせしましたリース取引につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。